

# 管理濃度の改正について

このたび、化学物質による健康障害の新たな知見を踏まえ、作業環境中の化学物質の管理濃度を規定している作業環境評価基準等が改正されました。

改正告示は、平成24年4月1日から適用されます。

## 1 管理濃度の設定と改正について（作業環境評価基準関係）

厚生労働省では、新たにベンゾトリクロリドの管理濃度を設定するとともに、エチレンイミン等6物質の管理濃度を低減し、合計7物質の管理濃度を改正することとしました。

	物質名	(旧)管理濃度	(新)管理濃度
1	ベンゾトリクロリド	(設定なし)	0.05 ppm(注1)
2	エチレンイミン	0.5 ppm	0.05 ppm
3	硫化水素	5 ppm	1 ppm
4	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	5 ppm	0.1 ppm
5	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	100 ppm	50 ppm
6	酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)	100 ppm	50 ppm
7	メチルイソブチルケトン	50 ppm	20 ppm

(注1) 可能であれば、0.05 ppmよりも、できる限り低く抑えることが望ましい。

(注2) 法令により作業環境測定が必要な物質は、以上の他に90物質あります。

(注3) 1～3の物質については、局所排気装置のフードの外側における濃度(いわゆる抑制濃度)も上記の値に改正されます。

## 2 測定方法の改正について（作業環境測定基準関係）

物質名		(旧)測定方法	(新)測定方法
ベンゾトリクロリド	試料採取方法	直接捕集方法	直接捕集方法 固体捕集方法
	分析方法	ガスクロマトグラフ分析方法	ガスクロマトグラフ分析方法

(注1) 加熱脱着捕集管にて捕集後、加熱脱着した試料をガスクロマトグラフ分析方法で分析することにより、より精度良く測定できることから、試料採取方法に固体捕集方法を追加したものです。

(注2) 硫化水素の測定方法については、作業環境測定基準の改正はありませんが、従来とおり、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(測定値に影響を及ぼすおそれのある物質がない時は、検知管方式による測定機器と同等以上の性能を有する測定機器を用いることが可能です)。

# 参照条文

## 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）（抄）

（作業環境測定）

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3～5 （略）

（作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

## 作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号）（抄）

（特定化学物質の濃度の測定）

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2～8 （略）

（有機溶剤の濃度の測定）

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度の測定は、別表第二の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2～5 （略）

別表第1 （略）

別表第2 （略）

## 作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）（抄）

別表 （略）

